

京都市西京区桂坂くっかけステージ１９地区建築協定

建築協定区域 京都市西京区大枝北沓掛町三丁目 300 番地 5 ほか 18 筆	運営委員会連絡先 電話 — —
--	------------------------------------

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第 1 条 この建築協定は、建築基準法第 6 9 条及び京都市建築協定条例第 2 条の規定に基づき、第 4 条に定める建築協定区域内における建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠に関する基準を定め、周辺住宅地との調和を図り、建築協定区域の安全性を確保し、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

■ 建築物の敷地

第 6 条 建築物の敷地は、この建築協定の認可の公告のあった日（以下「基準時」という。）のとおりとし、これを分割してはならない。

■ 建築物の位置

第 7 条 建築物の外壁仕上面の後退距離は、前面道路境界線から 5 メートル以上、北側及び南側の隣地境界線から 1 メートル以上、西側の隣地境界線から 2 メートル以上とする。

■ 建築物の用途

第 8 条 建築物は次の各号に掲げる用途以外の用途に供してはならない。

- (1) 1 戸建て専用住宅
- (2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第 1 3 0 条の 4 で定める公益上必要な建築物
- (3) 前各号の建築物に附属するもの

■ 建築物の高さ

第 9 条 建築物の高さは、前面道路の路面の中心から 2. 5 メートル以下とする。

■ 建築物の形態・意匠

第 1 0 条 建築物の屋根及び外壁の形式、使用する材料及び色の取扱いは、次表に定める基準による。

	屋根	外壁
形式	切妻、寄棟、入母屋、方形	大壁、真壁
材料	瓦、銅板、金属板、化粧スレート等	リシン掻落し、色モルタル掻落し、タイル、吹付タイル、スタッコ、サイディングボード等
色	黒系統、グレー系統、茶系統	じゅらく系統、グレー系統、ベージュ系統、クリーム系統、茶系統、白系統、黒系統

■ 人工地盤

第 1 1 条 人工地盤の位置、構造、仕様等は基準時のとおりとし、改修、変更、除去等の現状変更行為は一切できないものとする。ただし、補修、塗装等の維持管理行為を除く。

■ 緑地帯

第12条 建築協定区域及び周辺的美観風致及び良好な住環境を維持するために、敷地内に道路境界線に並行して緑地帯を設ける。

2 緑地帯には植栽を設け、建築物又は工作物（塀又は扉等これらに類する一切のものを含む。）を設置することはできないものとする。

■ 広告物

第13条 建築協定区域内に看板等の広告物を設置又は掲示することはできないものとする。ただし、建築協定区域内における一時的な土地、建物等の販売に供するもの及び次の各号のいずれにも適合するものを除く。

- (1) 土地の所有者等の自己の用に供するもの。
- (2) 土地の1区画につき、看板等の表示面積の合計が1平方メートル以下のもの。
- (3) 看板等が敷地境界線（前面道路側については緑地帯の擁壁面）から0.9メートル以上後退し、高さが同一敷地内に存する建築物の軒の高さを超えないもの。
- (4) 屋外広告物法及びこれに基づく京都市屋外広告物等に関する条例に適合するもの。

■ テレビアンテナ等

第14条 屋外にテレビアンテナその他これに類するもの（衛星放送受信用のパラボラアンテナ等で、最上部が建築物の最上部を超えないものを除く。）を設置することはできないものとする。

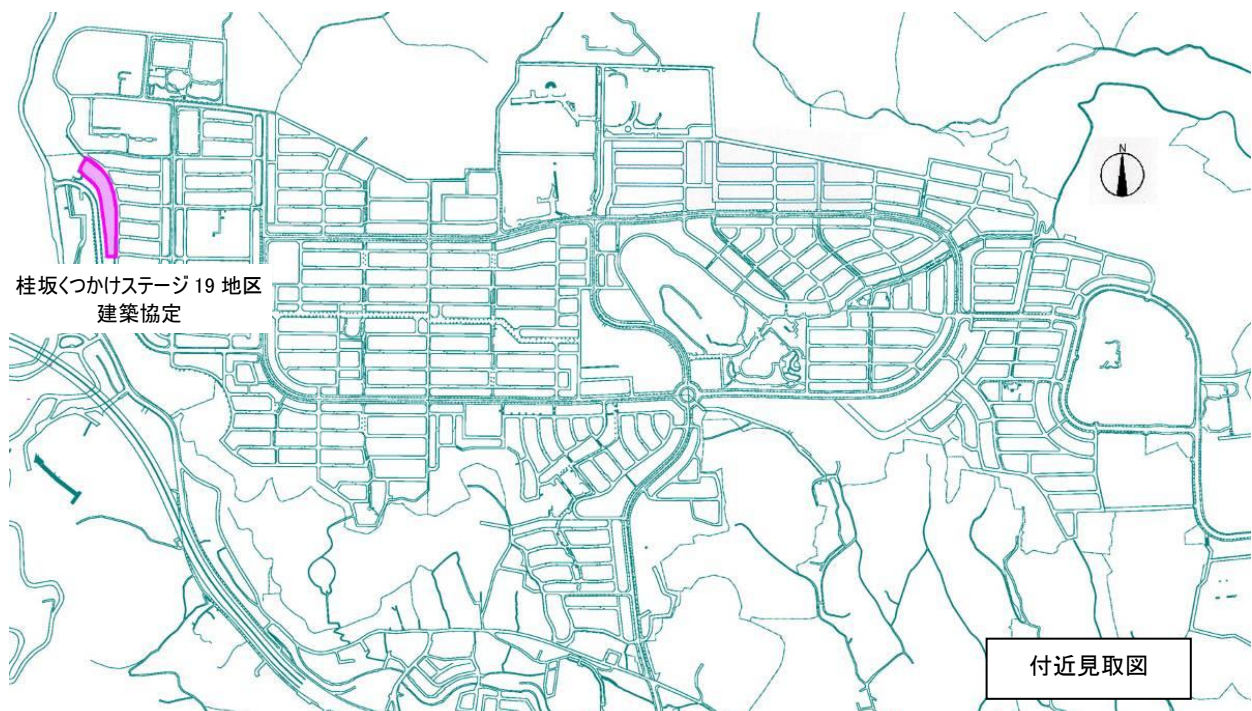
■ 工作物等

第15条 悪臭、騒音を出す等、建築協定区域の環境を悪化させるおそれのある工作物等を設置してはならない。

- 2 ルーフテラスに工作物を設置してはならない。ただし、簡易に収納・着脱できる日除けを除く。
- 3 基準時2層階に設置している物置の移動については、第19条第2項の規定によること。

■ 公共施設等

第16条 巡査派出所、公衆電話所その他令第130条の4に定める公益上必要な建築物及び工作物については、第10条、第12条及び第19条に定める規定は適用しない。



京都市西京区桂坂くっかけステージ1 9 地区建築協定区域図

